

平成18年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康推進等事業)

訪問看護ステーションに係わる介護保険サービスにおける
看護提供体制のあり方に関する研究

訪問看護ステーションと介護保険施設、
グループホーム等との連携のあり方に関する検討
報告書

平成19年3月

全国訪問看護事業協会

研究事業実施体制

<主任研究者>

本田 彰子 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 教授

<検討委員会委員>

小川 忍 社団法人 日本看護協会 常任理事
荻野 光彦 社会福祉法人真寿会 介護老人福祉施設 真寿園 施設長
川崎 千鶴子 特別養護老人ホーム みずべの苑 施設長
木川田 典彌 特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会 理事
中川 俊男 社団法人 日本医師会 常任理事
本田 彰子 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 教授
宮崎 和加子 社団法人 全国訪問看護事業協会 理事
山田 京子 浅草医師会立訪問看護ステーション 管理者
吉田 千文 千葉大学看護学部 COE フェロー
和田 行男 株式会社 大起エンゼルヘルプクオリティマネージャー

<ワーキンググループ委員>

本田 彰子 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 教授 (※)
宮崎 和加子 社団法人 全国訪問看護事業協会 理事 (※)
吉田 千文 千葉大学看護学部 COE フェロー (※)
和田 行男 株式会社 大起エンゼルヘルプクオリティマネージャー (※)
大木 正隆 あさお訪問看護ステーション
佐野 けさ美 みやのぎ訪問看護ステーション 管理者
森田 久美子 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 助手
山田 ゆかり 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 助教授

(※は検討委員会兼務)

<調査委託>

田上 豊 三菱総合研究所ヒューマン・ケア研究グループ 主席研究員
吉池 由美子 三菱総合研究所ヒューマン・ケア研究グループ 主任研究員
八巻 心太郎 三菱総合研究所ヒューマン・ケア研究グループ 研究員
川邊 万希子 三菱総合研究所ヒューマン・ケア研究グループ 研究員

<事務局>

清水 範明 社団法人全国訪問看護事業協会 事務局長
池田由美子 社団法人全国訪問看護事業協会
木全 真理 社団法人全国訪問看護事業協会

はじめに

現在わが国においては、急性期治療後の回復期にある人々や、疾病・健康障害を持ちつつ生活を続ける状況にある人々は、住みなれた地域で療養を続けるよう勧められ、その体制整備が医療施策の重要な課題とされる。この施策の流れを受けて、医療施設は積極的治療を短期集中で行い、その後は在宅の場に移って治療療養を継続するという動きになっている。さらに、終末期療養に関しても、医療施設から在宅へという動きも見られ、平成18年の診療報酬改定においては、在宅療養支援診療所としての加算が創設され、在宅での看取りへの評価が見直されている。

このような社会の変化による高齢者への影響は、医療のかかわりが多くない福祉施設での療養継続に表れつつあり、施設入居者の重度化が進んでいる現状がある。特に、看護職の配置が義務付けられていない施設においては、重度化する入居者に対する医療の提供が問題となってくる。平成18年の介護報酬改定においては、このような重度化する施設に対して、訪問看護ステーションとの連携が評価されるようになり、体制整備としてこの新たな連携の仕組みが整うことが急務の課題となった。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に関しては、介護報酬改定前に全国訪問看護事業協会によって、訪問看護ステーションとの連携を中心に医療連携のモデル事業を行い、すでに医療連携の進め方の具体について提案している。この「医療連携体制加算」は、認知症高齢者の加齢に伴い併せ持つ身体疾患の重症化、さらには看取りに至るまでの看護サービスを提供をするものであり、地域社会の中での療養継続において生じる不安のひとつを軽減させると考える。

本研究事業「訪問看護ステーションに係わる介護保険サービスにおける看護提供体制のあり方に関する研究」は、グループホームとの医療連携も含め、短期入所生活事業所の「在宅中重度者受入加算」、介護老人福祉施設の「重度化対応加算」、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の「訪問看護」等の介護報酬改定に伴う訪問看護ステーションとの連携のあり方について検討を行ったものである。介護報酬改定内容の提示だけでは、連携の方法や内容が捉えにくく、制度が活用されるまで時間がかかると予想される。特に、創設された加算内容は今までのような介護報酬請求のしくみだけで対応できるものではなく、訪問看護ステーションと連携先の施設との契約が必要なため、新たな連携調整のプロセスが加えられる。施設との連携に取り組む訪問看護ステーションにとって、またサービス提供を受け入れる施設側にしても、この連携調整をすすめるための道筋や方向性を示すものが必要となる。本研究事業の結果は、この制度を活用した施設連携をどのように推進し、地域の中で療養する高齢者が安心して生活できる体制を調べられるかということの道筋を提示することに、少なからず貢献できることを期待している。

主任研究者 本田彰子（東京医科歯科大学大学院）

目 次

要旨	1
第1章 研究内容	3
1. 研究目的	3
2. 研究方法・内容	3
2-1 連携について	3
2-2 研究フロー	4
2-3 研究のポイント	5
2-4 研究の実施方法・内容	9
3. 研究実施体制	13
第2章 調査結果	15
1. 実態調査結果	15
2. 訪問看護ステーションと介護保険施設等との連携	23
2-1 連携の取り組み（ペア事業）	23
2-2 ヒアリング調査	67
3. 訪問看護ステーションとグループホームとの連携	70
3-1 追加調査結果	70
3-2 グループヒアリング結果	79
第3章 連携の推進に関するまとめ	83
1. 訪問看護ステーションと介護保険施設等との連携	83
2. 訪問看護ステーションとグループホームとの連携	92
3. まとめ	94
参考資料	エラー! ブックマークが定義されていません。

要旨

本研究事業は、平成 18 年 4 月の介護報酬改定において評価されるようになった訪問看護ステーションと介護保険施設、グループホーム等との連携について、実態調査やヒアリング調査等を通じて、連携を可能とする方法や課題を明らかにし、効果的な訪問看護ステーションと施設との連携のあり方を検討することを目的として実施した。

まず、本研究事業では、訪問看護ステーションにおける施設連携の実態を把握するため、全国の訪問看護ステーションを対象とした実態調査を行った。その結果、認知症対応型共同生活介護と連携している訪問看護ステーションは 1 割程度で、その他の施設（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設）と連携している訪問看護ステーションは 1%～2%程度と非常に少ないことが分かった。その理由としては、「契約の方法が分からない」「連携イメージがわからない」など、具体的な連携プロセス・方法等が明確になっていないため、連携に取り組めない実態が示唆された。

このような全国での実態を踏まえ、連携の取り組み（ペア事業）を実施し、短期入所生活介護の「在宅中重度者受入加算」、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の「訪問看護」について、連携の必要が生じた時点からサービス提供までの訪問看護ステーションと施設双方の活動の経過を調査した。この結果、連携を開始するまでに必要な訪問看護ステーションと施設との調整・契約などのプロセスや、訪問看護ステーションの職員が提供するサービス内容、施設の看護職員と訪問看護ステーションの看護職員との業務・役割分担などを明らかにすることができた。

さらに、実態調査の結果、他施設と契約している（または予定している）訪問看護ステーションを対象とした追加調査を実施し、特に認知症対応型共同生活介護との「医療連携体制加算」に関する連携の状況（連携の経緯、緊急対応の状況、連携による効果）等について明らかにした。また、認知症対応型共同生活介護及び連携している訪問看護ステーションを対象としたグループヒアリングを行い、連携を効果的に行うための双方の工夫や、連携による効果を把握した。

これらの結果から、訪問看護ステーションと介護保険施設、グループホーム等との連携について、以下のような必要性と課題があげられた。

○短期入所生活介護との連携<在宅中重度者受入加算>

短期入所生活介護の「在宅中重度者受入加算」については、訪問看護ステーション職員が短期入所生活介護の場でサービスを提供することから、訪問看護の利用者やその家族にとっては、なじみの看護師に看てもらえる安心感が大きいことが分かった。また、短期入所生活介護側にも、医療ニーズのある利用者など受け入れられる利用者の幅が拡大するなどのメリットがあることが示された。

全国的には短期入所生活介護と連携している訪問看護ステーションは 1.6%にとどまっているため、この連携の仕組みの周知や、契約書の内容、連携開始までに必要な調整、連携内容等の普及・啓発をしていくことが重要と考えられる。また、「在宅中重度者受入加算」の介護報酬額が低く、訪問看護ステーションへの委託料が低いため、訪問看護ステーション側への連携のインセン

タイプにつながらないこと、利用者にも加算分の自己負担金額が必要になるため、利用者への説明・周知が必要であることなどが課題と考えられる。

○外部サービス利用型特定施設との連携<訪問看護>

外部サービス利用型特定施設は、申請の際に訪問看護との契約が必要であるため、外部サービス利用型特定施設側に訪問看護ステーションと連携するニーズが発生するが、「契約したが実績なし」という実態もあることが分かった。今回のペア事業では、訪問看護ステーションと連携することにより、外部サービス利用型特定施設の入居者のADLの向上や入居者の意欲の向上にもつながったことから、訪問看護が必要な入居者に対して、訪問看護サービスを提供していくことが重要と考えられる。

全国的には外部サービス利用型特定施設と連携している訪問看護ステーションは1.9%にとどまっているため、連携の仕組みの周知や契約書の内容、連携開始までに必要な調整、連携内容等の普及・啓発を行うことが重要と考えられる。また、外部サービス利用型特定施設が連携先の訪問看護ステーションを選ぶ際の情報が不足していることや、外部サービス利用型特定施設の「訪問看護」の介護報酬額が通常の訪問看護の9割であり、訪問看護ステーション側の経営的なインセンティブにつながりにくいことなどが課題と考えられる。

○特別養護老人ホームとの連携<重度化対応加算>

これまで地域内の特別養護老人ホームと訪問看護ステーションの連携が少なかったため、特別養護老人ホーム側、訪問看護ステーション側双方がお互いを理解するための情報共有や関係性を構築することがまず重要と考えられる。

全国的には特別養護老人ホームと連携している訪問看護ステーションは1.0%にとどまっており、連携の仕組みを周知し、24時間体制を構築する方法や入所者の情報共有の方法など、具体的な連携の方法・内容について明らかにしていくことが必要と考えられる。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との連携<医療連携体制加算>

グループホームと連携している訪問看護ステーションは9.6%と、他の施設に比べて連携割合は高かった。グループホームには看護職員の配置義務がないことから、訪問看護ステーションの職員が入ることによって、グループホームの職員が安心して介護ができるようになることや、入居者の症状への適切な対応が可能になるなどのメリットがあげられた。

今後、施設入所者やグループホーム入居者の重度化に伴い、看護サービスが必要な高齢者が益々増加すると考えられることから、訪問看護ステーションは地域に開かれた看護サービスのリソース（拠点）としての役割を果たすことが求められるようになるであろう。今回の研究事業の成果などを活かし、全国での訪問看護ステーションと介護保険施設、グループホーム等との連携を推進していくことが重要と考えられる。

第1章 研究内容

1. 研究目的

平成18年4月の介護報酬改定において、訪問看護ステーションが介護保険施設、グループホーム等と連携することについての報酬上の評価がなされるようになった。この新たな連携については、全国的な実態が明らかではないことから、研究開始にあたって、全国の訪問看護ステーションを対象とした実態調査を行った。その結果、グループホームと連携している訪問看護ステーションは1割程度あるが、その他の施設（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、外部サービス利用型特定施設等）については、連携がほとんどされていない実態が明らかになった。

これらの現状を踏まえ、本研究では、実際の連携事例等をもとに、訪問看護ステーションと介護保険施設、グループホーム等の連携を可能にする方法、課題を明らかにし、今後の訪問看護ステーションと施設とのより効果的な連携のあり方を検討することを目的とした。

2. 研究方法・内容

2-1 連携について

「連携」とは、同じ目的を持つものが互いに連絡を取り、協力し合って物事を行うことと定義される。医療福祉の領域において、特に介護保険制度が始まってから、多施設、多職種がともに同一利用者に対して療養を支援するサービス提供を協力して行うことが求められるようになり、「協力し合うこと」について、それぞれ専門職の立場にある人々が改めてその意味や具体的な連携の実際について考えるようになった。

「連携」を説明する主な要件としては、①知識や資源の共有、②2人以上または2つ以上の組織の協働、③単独で解決し得ないような問題への対処が挙げられている。医療福祉の実践の場においては、実際に「ともに働くこと」もサービス提供では求められ、連携することにより、療養者への複合的でトータルなサービス提供がねらいとなる。連携は協働するための重要な手段であり、また、常に協働が図れるような体制を意味するものとする。従って、「連携」自体は、知識や資源の共有の手段、および共有によって形成される体制、システムであるとする。

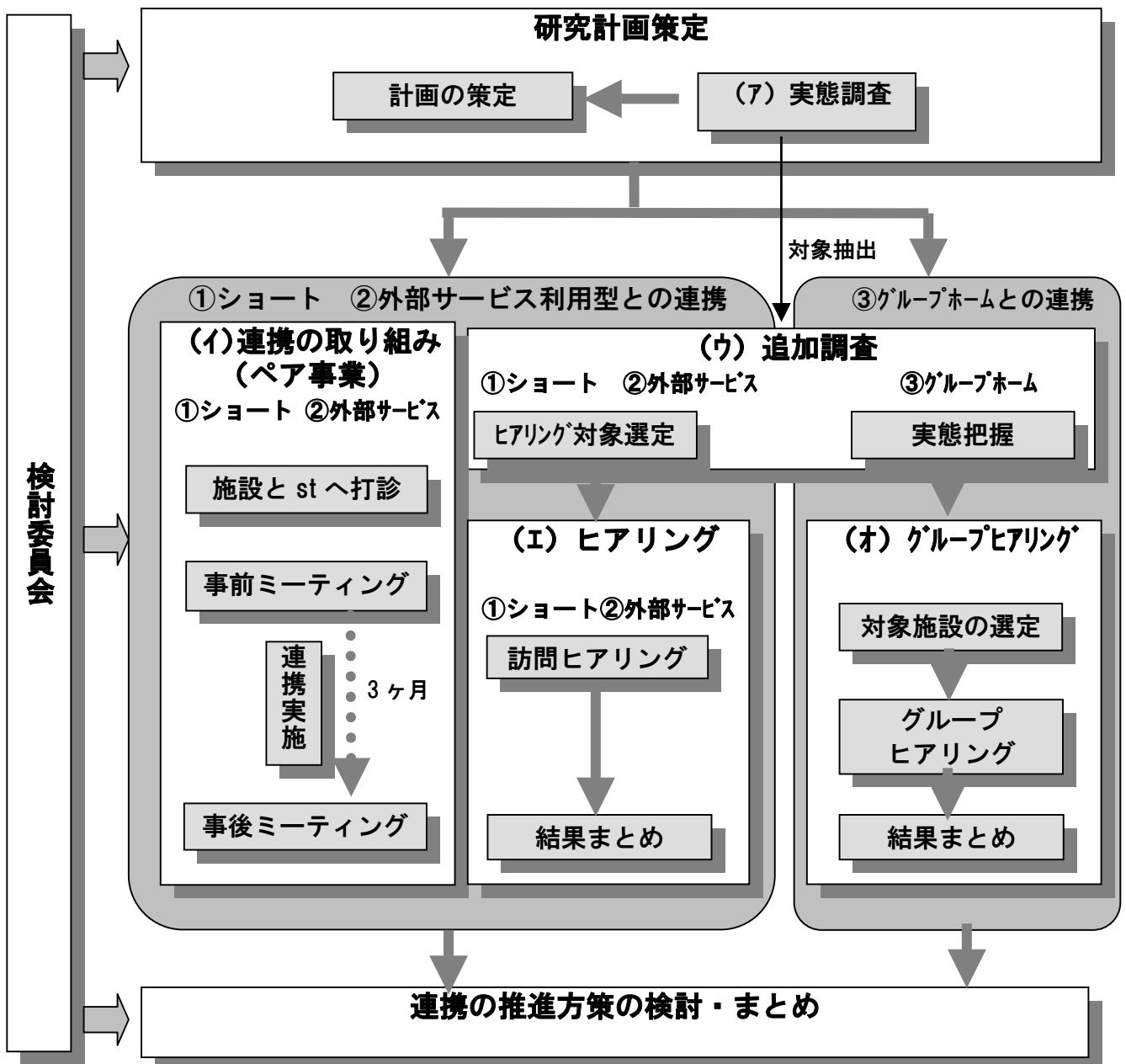
本研究事業は、協働による療養者へのサービス提供の充実を目的とした施設連携のあり方を明示することを目的としているので、「連携」という言葉を用いるには、調査や結果の分析において単に知識や資源の共有することにとどまらず、複数の組織が協働できる体制を作り上げることを含めることとする。すなわち、文書や電話による情報の共有のレベルから、実際に利用者へのサービス提供の協働やサービス内容の移譲までを含めた活動を「連携」とする。

2-2 研究フロー

本研究は、以下のフローで行った。最初に全国の訪問看護ステーションを対象とした実態調査を行い、その結果を元に、全体的な研究計画を立案し、連携の取り組み（ペア事業）の実施及び追加調査の実施、ヒアリング調査の実施を行い、それらの結果をもとに報告書を作成した。

なお、グループホームについては、前述した先行研究での取り組みの実績があるため、訪問看護ステーションとの連携イメージも整理されていることから、グループホームとそれ以外（短期入所生活介護、外部サービス利用型特定施設）に分けて研究を進めた。

図表 1 研究フロー



図中の表記方法

- ①ショート→短期入所生活介護
- ②外部サービス→外部サービス利用型特定施設
- ③グループホーム→認知症対応型共同生活介護

2-3 研究のポイント

今回の介護報酬上の「連携」の仕組みについては、訪問看護ステーションの連携先の施設の種類によって異なるため、施設種類別に本研究で明らかにすべき内容も異なることから、全国の実態調査結果を踏まえて、施設種類別に以下のような研究のポイントを設定した。

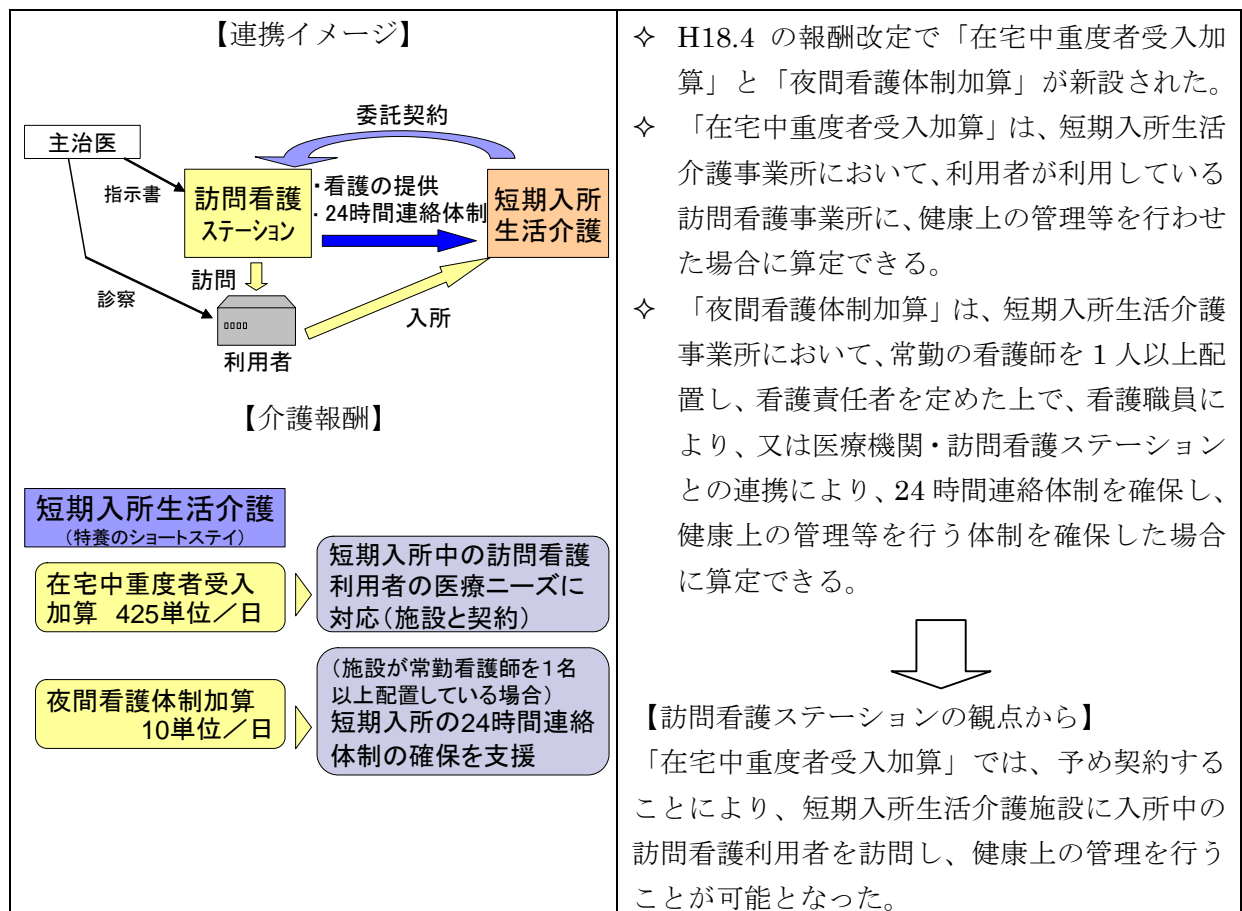
(1) 短期入所生活介護＜在宅中重度者受入加算＞

【研究のポイント】

実態調査結果では、短期入所生活介護と契約して連携している訪問看護ステーションの割合は1.6%と非常に少ないが、利用者が自宅にいる時も、短期入所利用中も、同じ訪問看護ステーションの職員により継続的な看護サービスを受けられるといった利用者へのメリットが分かりやすいため、訪問看護ステーションからは、「取り組みたい」との意見が多くみられた。

このため、実際に訪問看護ステーションと短期入所生活介護との連携の取り組みを行うことにより、契約に至るまでのプロセス・課題の整理や、具体的な連携内容・方法を収集し、連携イメージを全国に普及させることを目指す。また特に、短期入所生活介護の看護職員と訪問看護ステーションの看護職員との役割・機能分担の方法や、利用者の状態等に関する情報共有の方法について、明らかにする。さらに、短期入所生活介護の場で訪問看護ステーションの職員がケア提供することによる利用者への効果を示す。

図表 2 短期入所生活介護＜在宅中重度者受入加算＞について



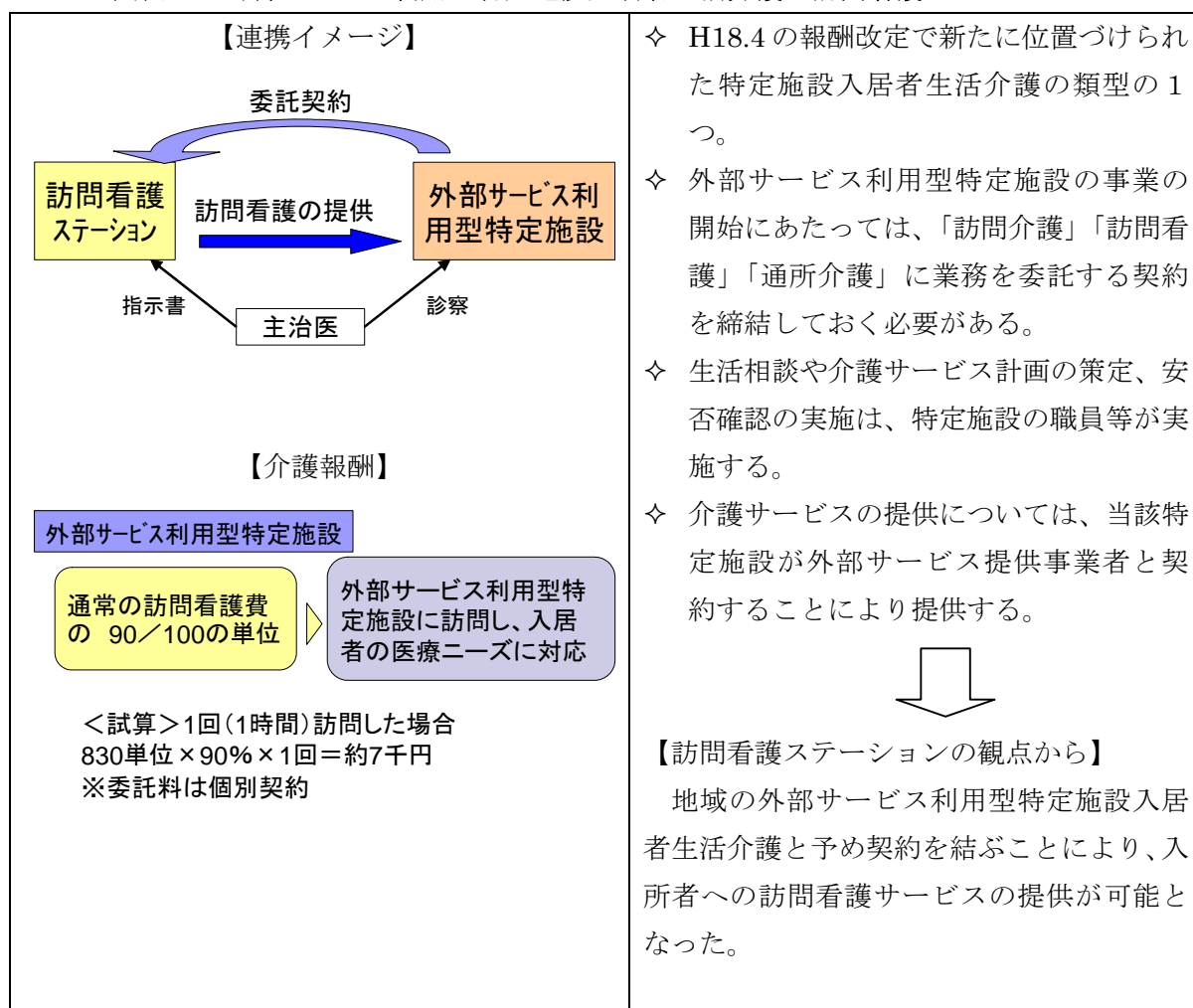
(2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護<訪問看護>

【研究のポイント】

実態調査結果では、外部サービス利用型特定施設と契約している訪問看護ステーションの割合は、1.9%と非常に少ないが、外部サービス利用型特定施設の指定申請の際には訪問看護事業所と契約を行うことが条件の1つであることから、施設側のニーズが比較的明確である。ただし、外部サービス利用型特定施設自体が新たなサービス類型であるため、訪問看護ステーションからは「分かりにくい」という意見が多くみられた。

このため、実際に訪問看護ステーションと外部サービス利用型特定施設との連携の取り組みを行うことにより、契約に至るまでのプロセス・課題の整理や、施設側・利用者側の訪問看護ステーションへのニーズ、具体的な連携内容・方法を収集し、連携イメージを全国に普及させることを目指す。また特に、利用者の状態等に関する情報共有の方法や外部サービス利用型特定施設で訪問看護ステーションの職員がケア提供することによる入居者へのメリット・効果を具体的に示す。

図表 3 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護<訪問看護>について

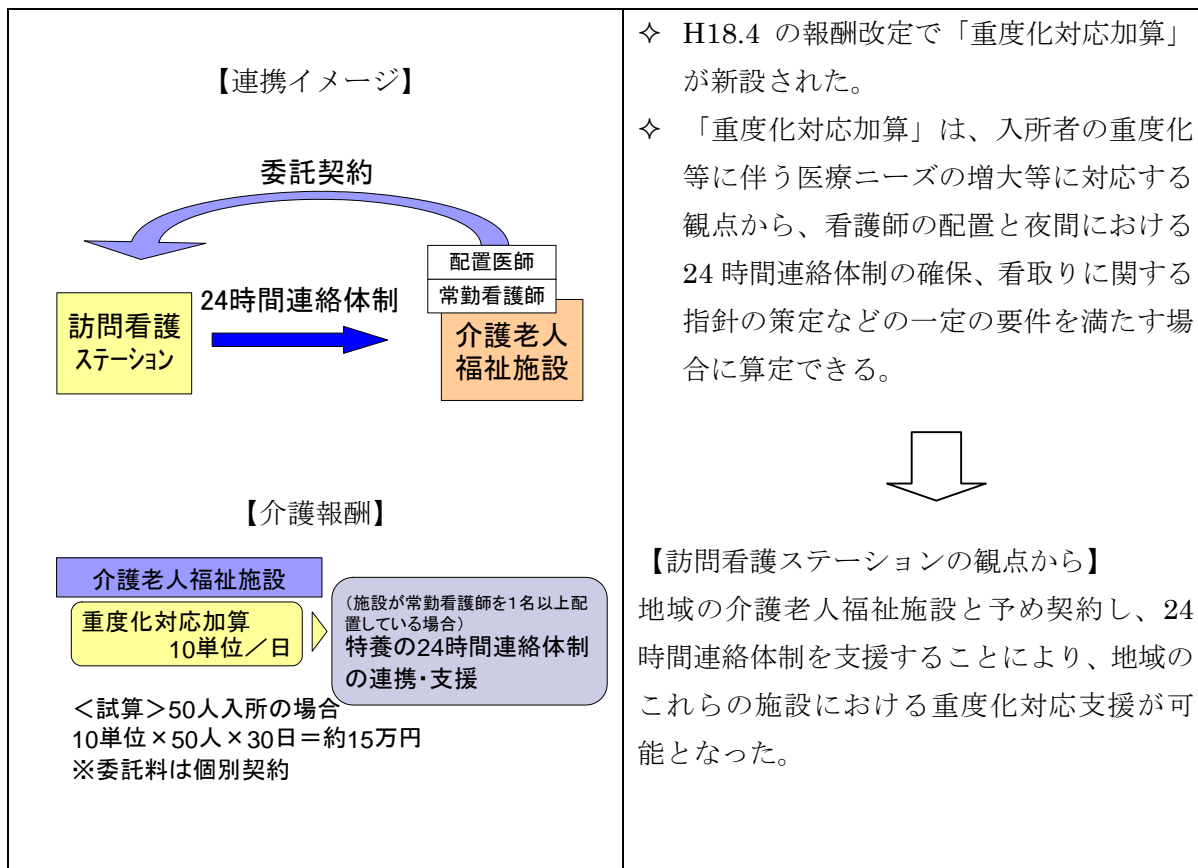


(3) 特別養護老人ホーム<重度化対応加算>

【研究のポイント】

実態調査結果では、特別養護老人ホームと契約して連携している訪問看護ステーションの割合は1.0%と非常に少なく、訪問看護ステーションからは、「特別養護老人ホームとの連携イメージがわからない」「施設側のニーズが見えない」という回答が多く寄せられた。このため本研究では、実態調査・追加調査を通じて、訪問看護ステーションと特別養護老人ホームとの連携のあり方についての特徴・課題の抽出を行なった。

図表 4 特別養護老人ホーム<重度化対応加算>について

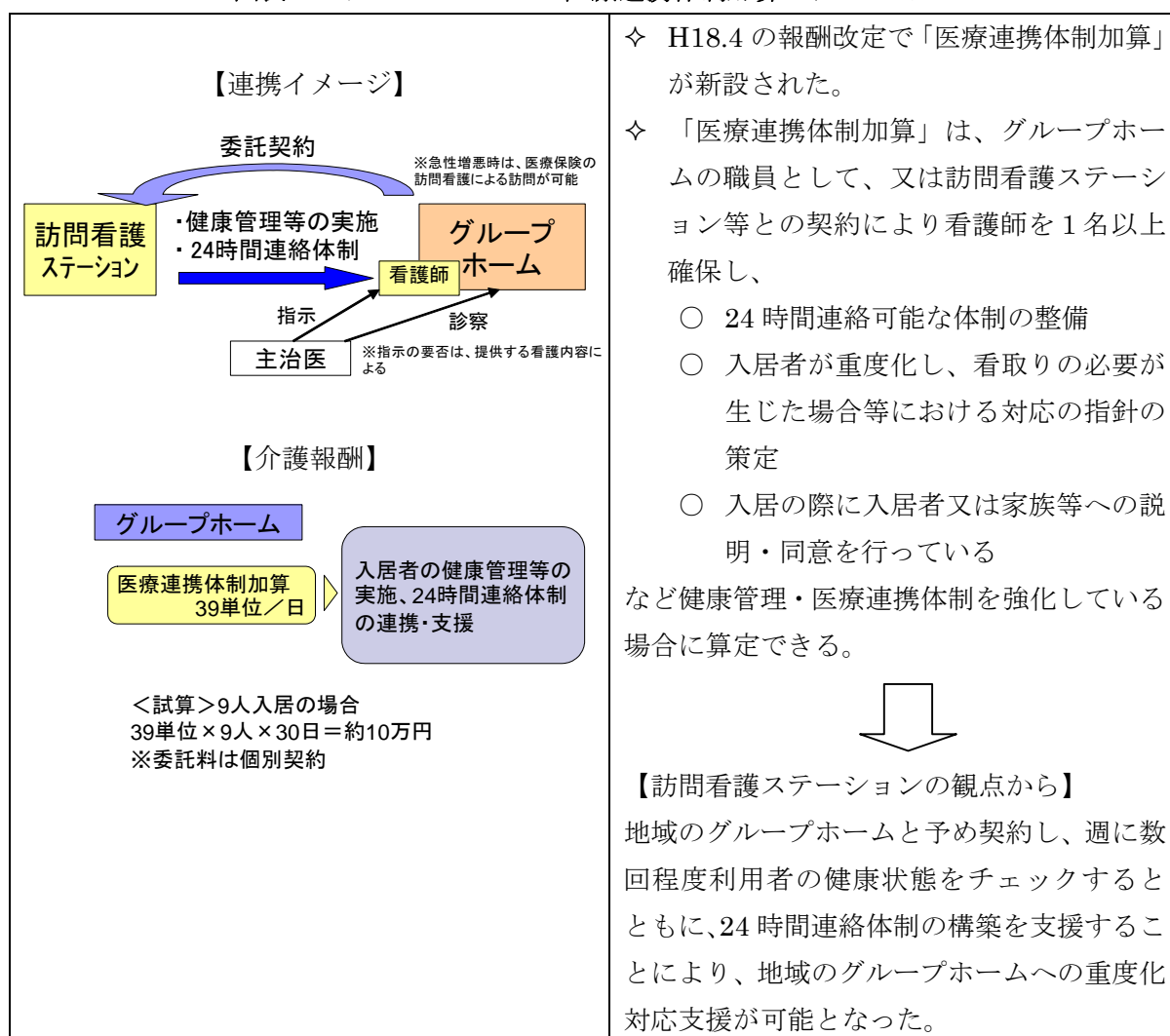


(4) グループホーム<医療連携体制加算>

【研究のポイント】

グループホームについては、「痴呆性（認知症）高齢者グループホームへの訪問看護の拡大研究事業」¹での先行的な取り組みの実績があることから、他の施設との連携に比べて連携イメージ（契約内容、連携回数、サービス内容等）が整理されており、実態調査結果によると、実際に訪問看護ステーションが契約して連携している率も 9.6%と高い。このため、本研究では、実際にグループホームと連携している全国の訪問看護ステーションへの調査やグループヒアリング等を通じて、実際の連携状況、実施上の工夫・課題・効果を抽出し、今後の更なる展開につなげる。

図表 5 グループホーム<医療連携体制加算>について



¹ 「痴呆性（認知症）高齢者グループホームへの訪問看護の拡大研究事業」 主任研究者村嶋幸代 社団法人全国訪問看護事業協会（平成17年3月）

2-4 研究の実施方法・内容

(ア) 実態調査

研究の目的・実施方法・スケジュールなど、全体の枠組みについて研究計画を策定するため、全国の訪問看護ステーション 3,375 カ所（全国訪問看護事業協会の全ての会員事業所）を対象として、実態調査を実施した。

平成 18 年 8 月下旬に、上記訪問看護ステーションに F A X による調査を行った。調査内容は訪問看護ステーションの他施設（グループホーム、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム等）への訪問状況とし、連携の有無や意向等を尋ねた。

- 実施期間：平成 18 年 8 月 23 日～28 日
- 実施主体：(社) 全国訪問看護事業協会
- 実施方法：F A X による送信・F A X による返信
- 回収結果：
 - 發送数　　：3, 375 件
 - 有効回収数：1, 705 件　（有効回収率 50.5%）
- 調査項目：グループホーム、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設の各施設別に以下の質問項目を設定

<質問項目>

- 質問 1. 平成 18 年 4 月からの報酬設定を知っているかどうか
- 質問 2. (質問 1 で「知っている」と回答した人について)
 - 契約しているかどうか
- 質問 3. (質問 2 で「契約している」と回答した事業所について)
 - 契約している施設数
 - 7 月中の訪問回数
- 質問 4. 他施設との連携や訪問に関する課題・困難点について自由記述

(イ) 連携の取り組み（ペア事業）

実態調査結果では、各施設との「連携イメージがわからない」「どのように契約すればよいか分からない」といった回答が多くみられた。このため、実際に訪問看護ステーションと短期入所生活介護・外部サービス利用型特定施設との連携に取り組み、契約に至るまでのプロセス・課題を明確化し、その解決策や工夫を示すことを目的として、ペア事業を実施した。

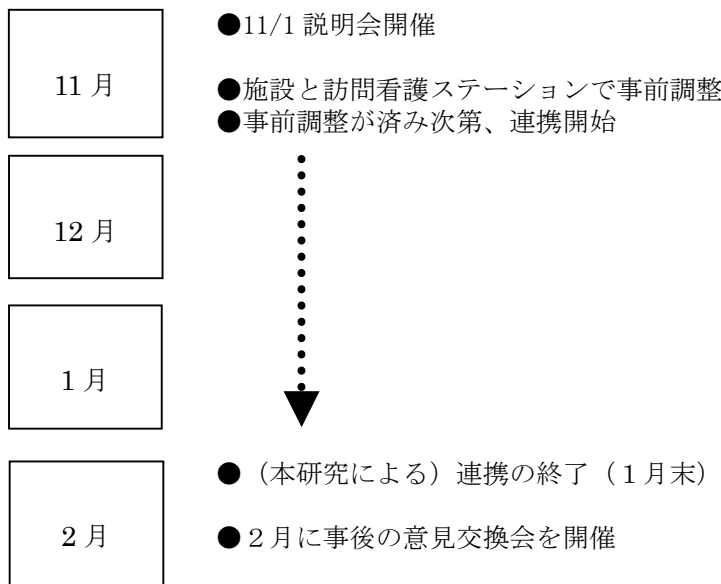
実施に当たっては、i) 実際に連携を行い、契約までのプロセス・課題・解決策等を明らかにする。合わせて、契約開始後の連携実態も把握し、具体的な連携内容・方法を収集すること、およびii) 事前・事後のミーティングを開催（2回程度）することにより、意見の集約を行い、また施設同士の情報交換の場・ネットワークの形成もねらうことに着目した。

ペア事業実施対象施設は、以下の通りである。

図表 6 ペア事業実施対象施設

都道府県	実施対象ペア（施設およびステーション）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人うらら 特別養護老人ホーム みずべの苑（定員 50 名） ■財団法人日本訪問看護振興財団 あすか山訪問看護ステーション
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人恵仁福祉協会 特別養護老人ホーム アザレアンさなだ（定員 50 名） ■社会福祉法人恵仁福祉協会 訪問看護ステーション 真田
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人青祥会 指定介護老人福祉施設 やまびこ ■財団法人豊郷病院 訪問看護ステーション レインボウはたしょう
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人こもればい会 特別養護老人ホーム けやき荘（定員 50 名） ■社団法人佐賀県看護協会 訪問看護ステーション
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人福生会 養護老人ホーム 福生会（定員 70 名） ■医療法人ペガサス ペガサス訪問看護ステーション 八田

ペア事業は以下のスケジュールで行った。



事業実施にあたっての問題点、課題等を把握するため、ペア事業実施施設を対象とした調査を行った。調査票の構成は、以下の通りである。

	施設	ステーション
様式1-1 施設調査票（事前票）	○	
様式1-2 訪問看護ステーション調査票（事前票）		○
様式2-1 契約までの経過票（施設用）	○	
様式2-2 契約までの経過票（ステーション用）		○
様式2-3 契約までの打合せ・会議記録		○
様式3-1 ステーションから施設に出向いた記録		○
様式3-2 電話記録（電話をかけた人が記入）	○	○
様式3-3 会議記録（ケアカンファレンス含む）		○
様式4-1 利用者基本票【短期入所利用者】		○
様式4-2 利用者基本票【外部サービス利用型】		○
様式5-1 連携結果調査票（施設用）	○	
様式5-2 連携結果調査票（ステーション用）		○
様式6-1 介護支援専門員調査票【短期入所、外部サービス利用型利用者】		○
様式6-2 利用者家族調査票【短期入所、外部サービス利用型利用者】		○

(ウ) 追加調査

実態調査結果によれば、実際に施設と訪問看護ステーションとの間で連携をしている対象施設数が少なく、定量的分析を行うことが困難であることから、ヒアリング対象施設を選定するための情報収集を目的として、平成18年12月に追加調査を実施した。

ただし、グループホームについては、他の施設に比べて対象数が多いことから、連携状況等についても調査を行い、全国での実態を明らかにするものとした。

調査対象施設は、実態調査結果より、他施設と「契約している」または「契約予定」と回答のあった訪問看護ステーションを対象として実施した。調査対象は以下の通りである。

図表 7 追加調査の訪問看護ステーション対象数

	契約している	契約予定	合計
グループホームと連携しているステーション	164	52	216
特別養護老人ホームと連携しているステーション	17	27	44
短期入所生活介護と連携しているステーション	28	19	47
特定施設と連携しているステーション	7	9	16
外部サービス利用型と連携しているステーション	32	34	66
合 計			295

※複数の施設と連携している訪問看護ステーションがあるため、内訳の合計は「合計」と合わない。

- 実施期間：平成18年12月
- 実施主体：(社) 全国訪問看護事業協会
- 実施方法：郵送による配布、郵送による回収
- 回収結果：
 - 発送数：295 件
 - 有効回収数：117 件（有効回収率 39.7%）
- 調査項目：
 - グループホームとの連携状況（連携の有無、連携箇所数、契約に至るまでの経緯、契約内容、夜間・休日の連絡方法、連携実績、緊急対応の有無、連携による効果、課題等）
 - 短期入所生活介護との連携の有無、連携の概要
 - 特別養護老人ホームとの連携の有無、連携の概要
 - 特定施設入居者生活介護との連携の有無、連携の概要
 - 外部サービス利用型特定施設との連携の有無、連携の概要
 - 訪問看護ステーションの概要

(エ) ヒアリング調査

訪問看護ステーションと他施設との連携の実態・工夫等を明らかにし、報告書を通じて好事例の紹介を行うための資料を得ることを目的としてヒアリング調査を実施した。

対象施設は追加調査結果から、現地に出向き、聞き取りの必要がある事例を対象として実施した。また、訪問看護ステーションだけでなく、施設側からのニーズや施設側の抱える課題などを聞き取るため、施設側にもヒアリング調査を行った。ヒアリングは、3施設（短期入所生活介護1施設、外部サービス利用型特定施設1施設）を対象とし、平成19年1月～2月に実施した。

ヒアリング項目

- 施設との連携開始の経緯
- 契約までのプロセス・課題・解決策
- 連携内容について
 - ・ 契約内容
 - ・ 連携回数・内容（定期・臨時）
 - ・ 施設の看護職員との業務連携状況・情報共有 等
 - ・ 利用者・家族への説明・理解
- 他施設との連携後の変化・効果
- 他施設との連携に関する課題

(オ) グループインタビュー

訪問看護ステーションとグループホームとの連携の実態・課題等を明らかにするため、グループホーム及び連携している訪問看護ステーションを対象としたグループインタビューを実施した。

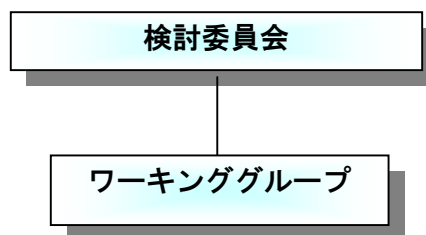
グループインタビューの対象は、ヒアリングは、5ペア（グループホーム5ヶ所、訪問看護ステーション5ヶ所）施設を対象とし、平成19年2月に実施した。

(カ) 連携の推進方策の検討

以上の結果を踏まえ、連携に関する現状及び課題等を整理し、今後の推進方策の検討を行った。

3. 研究実施体制

本研究の実施に際し、検討委員会を設置し、調査研究の企画、調査結果の分析・まとめ、報告書作成等を行った。また、検討委員会に加えて、検討委員会の委員を含めた学識経験者及び訪問看護ステーション管理者等によるワーキンググループ（WG）を設置した。



第2章 調査結果

第2章 調査結果

1. 実態調査結果

- 目的：本調査研究の研究計画の策定のため、訪問看護ステーションから他施設（グループホーム、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設）への訪問状況について実態調査を行い、現状を把握する。
- 対象：全国の3375訪問看護ステーション
（全国訪問看護事業協会の全ての会員事業所）
- 実施期間：平成18年8月23日～28日
- 実施主体：(社) 全国訪問看護事業協会
- 実施方法：FAXによる送信・FAXによる返信
- 回収結果：
 - 発送数：3,375件
 - 有効回収数：1,705件（有効回収率 50.5%）
- 調査項目：グループホーム、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型特定施設の各施設別に以下の質問項目を設定

<質問項目>

- 質問1. 平成18年4月からの報酬設定を知っているかどうか
- 質問2. (質問1で「知っている」と回答した人について)
契約しているかどうか
- 質問3. (質問2で「契約している」と回答した事業所について)
契約している施設数
7月中の訪問回数
- 質問4. 他施設との連携や訪問に関する課題・困難点について自由記述

①介護報酬改定による他施設との連携・訪問の認知度

今回の介護報酬改定により、訪問看護ステーションが他の施設との連携を行った場合の報酬が新たに創設されたことについて、全国の訪問看護ステーションのほとんどが「知っていた」と回答しており、特に、グループホームとの連携については、「知っていた」が 95.8%と高かった。他の施設（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型）についても、8割弱の訪問看護ステーションが「知っている」と回答しており、全国的に認知度は高いことが明らかになった。

図表 8 介護報酬改定による他施設との連携・訪問の認知度①

	知っていた	知らなかった	無回答	合計
グループホーム	1634 95.8%	44 2.6%	27 1.6%	1705 100.0%
特別養護老人ホーム	1523 89.3%	126 7.4%	56 3.3%	1705 100.0%
ショートステイ	1475 86.5%	170 10.0%	60 3.5%	1705 100.0%
特定施設	1506 88.3%	143 8.4%	56 3.3%	1705 100.0%
外部サービス利用型特定施設	1466 86.0%	171 10.0%	68 4.0%	1705 100.0%

図表 9 介護報酬改定による他施設との連携・訪問の認知度②

